

## 添付 1

### 代用監獄の弊害

#### 1 虚偽自白の強要（冤罪の発生・真犯人の取り逃し）

平成6年以降、日弁連が把握しているだけでも、虚偽自白を強要された事例は42件。

しかも、うち無罪となった事例が20件。

#### 2 医療体制の不備（治療の遅れ、死亡事案も発生）

#### 3 女性被勾留者に対するわいせつ行為

#### 4 保護房の不設置（防声具の使用による死亡事故の発生）

## 虚偽自白の強要

### 1 取調室での暴行（事例 1～8、資料 1）

取調官の意に沿う供述をしない被疑者に対して、暴行を行い、取調官の意に沿う虚偽の自白を強要する事例があとを絶たない。

代用監獄だから	拘置所なら
取調べを終えて房に戻った時に、同じ警察官である留置係に訴えても、その訴えが無視されるから、取調べ中の暴行がなくなる。	拘置所の看守の下に戻されるので、チェック機能が有効に働くことになり、暴行ができなくなる。

## 2 面倒見による不当な利益誘導（事例 9 ～ 10、17）

面倒見という不当な利益誘導によって、虚偽の自白を強要する事例がある。

面倒見の具体例としては、喫煙、馬券の購入、飲食の提供、家族への連絡などがある。

代用監獄だから	拘置所なら
便宜供与が可能であり、不当な利益誘導につながる。	代用監獄におけるような便宜供与は不可能なので、不当な利益誘導を行うことはできない。

### 3 同房者の不当な利用（事例 1 1、1 2）

同房者を利用した不当な捜査が行われている。同房者に自白をしないと大変なことになると言わせて脅させたり（事例 1 1）内通者を同房にして、その内通者に房での言動を供述させて証拠としたりしている（事例 1 2）。黙秘権を侵害する捜査である。

代用監獄だから	拘置所なら
取調官が留置係と協力して、内通者を同房にしたり、同房者を捜査に利用したりすることができる。	取調官は房への配点について、全く権限を持たないし、代用監獄と異なり規模が大きいので、そもそも同じ取調官が担当している被疑者が同じ房になる可能性はほとんどない。

#### 4 不当な長時間の取調べ（事例13～17）

連日の深夜に及ぶ取調べに疲弊し、虚偽の自白調書の作成に依じてしまっている事例が多々ある。中には、自白調書の作成に応じないため食事を抜かれた事例もある(事例13)。

代用監獄だから	拘置所なら
留置係が、動作時限（食事、入浴や就寝の時限）を守るよう、捜査側に申し入れることができないために、深夜に及ぶ長時間の不当な取調べが可能となる。	拘置所の看守であれば、動作時限を守るよう取調官に申し入れることができるので、深夜に及ぶ長時間の不当な取調べはなくなる。

## 5 心理的・精神的圧迫を加えての取調べ（事例18～35）

怒鳴り続けたり、取調官が作成した下書きに沿って上申書を作成するよう強要したり、自白をしなければ家族を逮捕するなどの脅しをするなどの、心理的・精神的圧迫を加えての取調べは後を絶たない。特に少年では、その弊害は甚だしい（事例31～35）

代用監獄だから	拘置所なら
取調べ中に一定の圧迫を受けるのはやむをえない面があるが、取調べ終了後も警察官の監視下におかれることによって、一時も休まる暇がない。	取り調べ以外では、圧迫から解放されるので、虚偽自白に応じる可能性は著しく減少する。少年は鑑別所に勾留すべきである。

## 医療体制の不備（事例 57～58）

代用監獄には常駐医師はいない。したがって、外部の医療機関に連行し、診察を受けさせることが必要となる。この連行には、最低3人の人手が必要となる。慢性的な人手不足なため、被勾留者が不調を訴えても、速やかに外部の医療機関に連行しないことが多い。そのため、手遅れとなり、死亡事故なども発生している（事例58）。また、警察の責任で医療行為を行ったにもかかわらず、医療過誤による損害について、警察（自治体）が責任を負わないと主張するなどの弊害も発生している。

代用監獄だから	拘置所なら
常駐医師はおらず、外部の医療機関に、最低3人の留置係がついて、連行しなければならない。	常駐医師がいるので、診察室に連行するだけでよい。医療過誤の責任主体も明確。

## 女性被勾留者に対するわいせつ行為(事例 4 3 ~ 4 8)

あってはならないことである。女性を留置する代用監獄においても、男性の留置係が配置されていることがその原因である。

拘置所であれば、女性の看守が配置されているので、この種の事件は少ない。

代用監獄だから	拘置所なら
男性留置係などが、簡単に女性の房に入ることが出来る。	男性看守は、容易に女性の房に入ることはいない。



## 保護房の不設置

保護房が設置されていない警察署が多い。そのため、被勾留者が暴れるなどした際には、防声具を使用して対処することとなる。和歌山東警察署において、防声具の使用による死亡事故が発生した（事例55）。

代用監獄だから	拘置所なら
保護房がなく、危険な防声具を使用せざるを得ない。	保護房があるので、保護房に入れればよい。



平成16年(ニ)第6号

## 検 証 調 書 (証 拠 保 全)

被 疑 事 件 暴力行為等処罰に関する法律違反

被 疑 者 検 証 し た 年 月 日 平成16年6月13日午後1時10分から同日午後2時  
47分まで

検 証 し た 場 所 大阪地方裁判所第2勾留質問室

検 証 し た 裁 判 所 大阪地方裁判所

裁 判 官 松 本 芳 希

裁 判 所 書 記 官 内 海 順 三

検 証 に 立 会 っ た 者

裁判所書記官 田 島 裕 士 (写真撮影)

弁 護 人 中 西 哲 也

添 付 図 面 写 真 等 図面1枚, 写真20枚

検 証 事 項 被疑者の身体の負傷状況

指 示 説 明 等

被 疑 者

1 私は、日時ははっきりしませんが、警察での取り調べの時、私が暴れるのを警察官が止める際に負傷しました。

また、その傷の中には警察官から踏まれたり、私がこけて出来たものもあり、その際の負傷部分はこれらです。

(別紙図面のAないしGのとおり)

2 先ほどと同じですが、取り調べ時に、私が抵抗して暴れたため、倒されたのですが、その際、警察官が私の腹の上に乗る、更に私が暴れることから、警察官は足か膝で、私の腹の上に乗ったのです。その際の負傷部分はこれらです。

(別紙図面HないしJのとおり)

なお、私が「倒された」と申し上げたのは、警察官から聴かれたことに対し、私が何も答えないために、警察官から押されて、私自身当時ふらふらしていましたので、簡単に倒れてしまったのです。

3 先ほどと、同じ取り調べ時に、取り調べの警察官から暴行を受けたためか、左胸の肋骨部分が痛みます。その部分は、ここです。(別紙図面Kのとおり)

4 私が暴れ、警察官がそれを止めようとした際に、負傷しましたが、その部分はこれらです。(別紙図面LないしN、OないしTのとおり)

5 一昨日(6月11日)の午後2時過ぎころから同4時半頃までの取り調べの間と、昨日(6月12日)の午前9時半頃から同11時頃までの間、及び午後2時頃から同4時半頃までの取り調べの間に、いずれも、私は警察官から暴行を受けました。この時、私は、取り調べに対しパニックになっており、椅子から床へ座り込んだりしたことに対し、警察官から「立て」と言われて手を持たれたので、その手を振り払って、床に寝転がったりしたのです。

そのため、私は、警察官から膝や足で体を押さえ付けられました。

6 私が、取り調べの際に、床に寝転がっていたのを言うことを聴けと言うことで椅子に座らせるために、警察官が私の喉仏の上あたりに親指がかかるような持ち方で両手を首に回して持ち、私の足の踵が床から上がる位まで身体を3回持ち上げられました。そのとき、両手で持たれたのは

この部分です。(別紙図面Uのとおり)

- 7 本日、私が裁判所に出頭する前に、府警の刑事に会った際、「どうしたのか」と聴かれて初めて私の左目のことが分かった次第です。私の左目の周辺部分が黒くなっているのが、どうしてそうなったかはわかりませんが、逮捕前にはなかったものです。その部分はここです。(別紙図面Vのとおり)
- 8 なお、私が、一昨日と昨日に取り調べを受けた取調官は何れも同じ人で、本日、私を同行して来た3人の警察官の内一番背の低い人を除く2人でした。
- 9 取り調べの際、私の腹の上に足を乗せた警察官が誰かは分かりませんが、私の首を両手で持って身体を持ち上げた警察官は、眼鏡をかけていない身体の高い方の人でした。
- 10 取り調べの際の2人の警察官の位置関係について、眼鏡をかけた方が、主に私の前におり、身体の高い方は、大体私の横か、斜め後ろにおりました。
- 11 2人の警察官の名前については、弁護士から後に<sup>X</sup>と<sup>Y</sup>か<sup>Y</sup>と聴きました。それで、本日車で裁判所へ来る時、別の人が眼鏡をかけた人に「<sup>X</sup>さん」と言っていたので、私は、眼鏡をかけた人が<sup>X</sup>だと思います。(検証終了後に同行警察官確認したところ、身体の高い警察官が<sup>Y</sup>、眼鏡をかけた警察官が<sup>X</sup>であった。)
- 12 取り調べの際、私の方からは殴りかかってはおりません。私としては、椅子から降りて、床に座ったり、横になった以外では、取り調べの刑事が横になった私を起こしに来たとき、手で振り払ったり、押さえ付けられたときには、

足をばたつかせたりしたことはありません。

検 証 の 結 果

- 1 被疑者の負傷状況等は、別紙図面及び写真第1ないし第20号のとおり
- 2 別紙図面AないしJ, LないしTの部分が、いずれも赤く腫れているのを認めた。

平成16年6月25日

大阪地方裁判所第10刑事部

裁判所書記官

内 海 順



別紙圖面

1714

